

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 1 月 定 例 会 ——

平成22年1月29日（金）

開 催 日 時 平成22年1月29日（金） 午後2時00分～午後3時10分

開 催 場 所 市役所5階505会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長

吉田昌子委員長職務代理者

荒畑忠弘委員

森井良子委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長

山田裕教育部理事兼指導課長

阿部和生教育庶務課長

大滝安定学務課長

永田達也学務課長補佐

白倉克彦指導課長補佐

有馬哲雄生涯学習推進課長

大平真一生涯学習推進課長補佐

中島明彦体育課長

深谷達中央公民館長

柄澤俊彦中央図書館長

島川浩一教育部参事

谷口雄鷹指導主事

書 記 石川進司教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事

傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会1月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、吉田委員長職務代理者及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（7）、議案第42号から第44号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

### ○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

### （委員長報告事項）

### ○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。資料No.1をごらんください。

委員長報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会及び理事研修について。去る1月15日午後、東京自治会館にて開催されました。理事会については資料のとおりでございます。

なお、資料の3枚目をごらんください。

来年度からの2年間のブロック別役員を互選いたしまして、当第3ブロックでは欄外にメモ書きしていただいたところがございますように決まりまして、小平市は東久留米市とともに、世話人ということになりました。

次に4枚目の資料は、昨年10月15、16日に行われました連合会の管外視察研修の際に、今回町田市の提案でバスの中で情報交換をということになっておりましたが、そこで交換された情報の資料です。私ども小平市は学校訪問等と重なりまして、参加することができませんでしたが、この資料により他市の状況、取り組みの一端を知ることができると思います。

それから、ほかの資料がございますが、連合会事務局からのものですが、羽村市教育委員会事務局が今連合会の事務局を担当しておられるのですが、以前開校記念日を休みとしているかのアンケートを実施しました。その後、新学習指導要領の先行実施に伴い、授業時数の確保という全体的な角度からも必要性があるということで、再度アンケートを実施した結果がこちらでございます。あわせて文部科学省の調査結果も添付されております。

折りしもこの理事会の前日に東京都教育委員会が条件つきで土曜日の授業を認めることにしたという報道があったばかりでして、理解のほどもまだまだのところだったのですけれども、今後そのことも含めて各市町村が年間の授業時数確保をどう計画していくかが注目されると思いますので、そういったことに対する調査も予想されるころだと存じます。

理事会終了後に研修会として、多摩教育事務所長の坂氏より「教育委員会改革と教育行政の課題」と題してのお話がありました。内容につきましては、後ほど懇談会で詳しく御報告いたします。

以上で委員長報告事項を終わります。

#### (教育長報告事項)

##### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）小平の歴史を拓く（下）－史料集解題編－の発行について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

##### ○阪本教育長

教育長報告事項（１）小平の歴史を拓く（下）－史料集解題編－の発行について、報告いたします。委員の机上に配付いたしました資料をごらんください。

内容は、これまでに発行した小平市の史料集のあとがきや解題を、発行順に編集したもので、古文書整理によって明らかになった新田開発・村の生活・鷹場・玉川上水と分水などをテーマごとに読むことができる小平の歴史となっております。

なお、本書は、平成２０年度に発行いたしました「小平の歴史を拓く（上）－古文書目録解題編－」と併せ、図書館蔵書として閲覧・貸出を行うとともに、市内各図書館・市政資料コーナー・小平ふるさと村において８５０円で販売する予定です。

また、国立国会図書館、都立中央図書館・都立多摩図書館、都内の公立図書館等に資料として寄贈する予定です。

今後は、この資料をさまざまな形で活用し、役立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

##### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

##### ○阪本教育長

教育長報告事項（２）市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、を報告いたします。資料No.2をごらんください。

平成２２年１月２８日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で１９校、延べ２５１学級、中学校は、８校、延べ１１０学級でございます。

また、各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフ

ルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）小平市教育委員会教育長が実施する市民意見公募手続要綱の制定について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（３）小平市教育委員会教育長が実施する市民意見公募手続要綱の制定について、を報告いたします。

平成２２年１月１日から施行された「小平市自治基本条例」の第１０条「市民参加の機会の保障」の規定に対応するため、小平市では「市民参加の推進に関する指針」を改正しました。

この中で、市民意見公募（パブリックコメント）手続を行う際の具体的な事務の取り扱いを定めたものが、「小平市市民意見手続要綱」になります。

小平市教育委員会でもこれに準じて「小平市教育委員会教育長が実施する市民意見公募手続要綱」を制定いたしました。

小平市教育委員会教育長が実施する市民意見公募手続につきましては、小平市市民意見手続要綱の規定の例によっております。

具体的には、まず、市民意見公募手続の対象となる事項として、主に次のものを挙げております。

1. 長期総合計画または個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定または変更する場合。
2. 義務を課し、または権利を制限する内容を有する条例の制定または改廃に係る案を作成する場合。
3. 市民生活に重大な影響を及ぼす施策または制度の導入または改廃をする場合。
4. 重要な市の施設の設置または廃止をする場合。

次に、意見を提出できる者として、小平市に住所を有する個人、市内で働き、学び、または活動する個人及び市内で活動する法人その他の団体などを対象としております。

意見公募の期間は、３０日以上を原則とし、実施後は、提出された意見の概要とそれに対する市の考え方を公表することなどを決めました。

なお、詳細につきましては、資料No. ３を御確認いただければと思います。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（４）寄附の受領について、を報告いたします。資料No.4をごらんください。

〔Ⅰ〕は、金2万円を、プアラレア フラ グループ様より、文化振興基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、顕微鏡を、匿名希望の個人の方より、小平市立小平第二小学校への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、を報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

#### ○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

#### ○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、7件でございます。

最初の、受付番号（75）。次の受付番号（76）は、例年承認しているものです。

次の、受付番号（77）。事業名、国際ハンセン病政策シンポジウム「ハンセン病医療政策と資料保存ー日本とノルウェー」。こちらは今回初の承認で、事業目的は、ハンセン病の資料保存、研究等に関する日本とノルウェーの研究交流で、シンポジウムが開催されます。

次の、受付番号（78）。事業名、世界障害者絵画展（第19回小平展）、こちらは教育委員会としては初の承認ですが、小平市としては例年承認しているものです。事業内容は、世界の障害者の方々が口や足で描いた絵画を展示するものです。

次に、受付番号（79）。事業名、一橋大学社会学部連続市民講座2010。こちらも今回初の承認で、全8回の市民講座で社会学部の教育内容を広く市民の方に開放し、地域文化の向上に貢献しようとするものです。

次の、受付番号（８０）、最後の（８１）は、例年承認しております。  
以上でございます。

**○伊藤委員長**

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（６）事故報告Ⅰ（１２月分）について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

**○阪本教育長**

教育長報告事項（６）事故報告Ⅰ（１２月分）について、報告いたします。

１２月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料№.6のとおりでございます。  
詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

**○伊藤委員長**

山田教育部理事、お願いいたします。

**○山田教育部理事**

１２月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故です。管理外において小学校で１件ございました。

次に、一般事故についてでございます。管理下の事故が小学校で１８件、中学校で４件。管理外では小学校で１件ございました。

事故の内容については資料のとおりでございます。

はじめに、今月の事故の特徴的について御説明いたします。

まず、交通事故は１件でございますが、先月と同様自転車同士がぶつかり事故が起きたものでございます。また一般事故の授業中の事故、特に体育の授業中に起きた事故が多くございました。小学校では体育の授業の事故６件中、３件が鉄棒あるいは跳び箱など、いわゆる器械運動の指導中に起きた事故でございました。改めて体育の授業における指導上の諸注意を確認させるとともに、準備運動を十分に行うなど指導助言をしまりたいたいと思っております。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は同数でございました。一般事故は９件の増加でございました。また昨年と同じ月と比べますと、交通事故は同数、一般事故は４件の増加でございました。

以上でございます。

**○伊藤委員長**

ありがとうございました。

それでは、ここまでの委員長報告事項及び教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等が

ございますでしょうか。

### ○吉田委員

委員長の報告事項に関連して御質問させていただきたいと思います。先ほどの報告にも土曜日の授業時数不足を補うための土曜日授業を再開するというようなお話がございました。小平市において、この土曜日の授業をどのような形でやっていくかということをお尋ねしたいと思います。

それが一点と、もう一点はこれも都教委の発表によりますと、小1プロブレムや中1ギャップの対応といたしまして、1クラス40名というクラスを、つくらないというような報道がなされておりましたが、これも詳しくお話をいただきたいと思います。

### ○山田教育部理事

まず第1点目の御質問の小平市における小・中学校、土曜日の授業の実施についてでございます。現在小平市教育委員会の事務局の方で基本的な考え方として、この土曜日に教育課程に位置づけられた授業の実施を希望する学校において、これまでの学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民等にかかれた学校づくりを進める観点から、実施できるものとする、このような方向で現在考えてございます。

第2点目の、小1問題、中1ギャップの予防解決のための学級編制及び教員加配に関する点についての御質問でございますが、東京都教育委員会の方からは小学校第一学年及び中学校第一学年の学級の児童・生徒数が40名になった場合、この学年に対して定数を加配した教員を配置するというものでございます。したがって、この通知がそのまま40人学級を解体し少人数学級を直ちに実現するものという通知ではございません。この加配教員を使いまして、学級数を減らすために、40人以下の学級を編成する、あるいはその加配教員をその学年のティーム・ティーチングにつける、各学級にその1名を配置する、あるいは学校不適應の児童に対する対応を図るための教員として配置する、これらを校長の権限により、校長の判断により、この加配、つまり定数外の教員を配置することを可能としたものでございます。

新聞報道等では、そのまま40人学級が小学校1年生と中学校1年生で解消されるという報道が先行してございましたが、東京都教育委員会からの通知文を詳しく御報告いたしますと、以上のとおりでございます。

以上でございます。

### ○伊藤委員長

都教委の動きの報道がこのところ相次いだわけでございますが、何かございますか。

### ○森井委員

私も都教委の発表で、昨日保護者対応のマニュアルが公表されましたが、小平市の教育委員会としてはそれに対して何かありましたら教えていただきたいと思っております。



## ○山田教育部理事

保護者への対応につきましては、これまでもマスコミ報道等によって、さまざまな事例、また苦慮する学校の様子が報道されてきたところではございますが、とにかく学校教育は保護者と学校との信頼関係によって成り立つものでございますから、どの学校もやはり保護者の要望については適切な対応が望まれるものでございます。

しかし、学校の説明がうまく理解していただけず、または保護者の要望を学校がうまく受けとめきれず、学校と保護者の間でトラブルに発展するようなケースも確かに小平市の中でございました。したがって、これまでも小平市教育委員会といたしましては保護者と学校とのコミュニケーションを円滑に図るための研修等を進めておりました。

例えば、副校長会におきましては、いわゆる接遇研修と呼ばれております保護者の御意見、要望等を共感的に受けとめる。または受容的な姿勢で受けとめるなどの副校長自身に対するスキルアップ研修のようなものを通しまして、この副校長から教員の方に適切な研修を進めるように等のこれまでも研修は進めておりましたが、やはり東京都全体の中でそのような問題が派生していることから、東京都教育委員会といたしましてはいわゆるマニュアルを作成したものと受けとめておりますので、ぜひこれにつきましては各学校に配付し、各学校の事例にあわせた対応等の研修が進めていければなど、このように考えております。

以上でございます。

## ○伊藤委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。ほかにございますか。

## ○森井委員

委員長の報告事項にありました連合会の管外視察研修ですが、小平市は学校訪問と重なっていたため残念ながら不参加になったということで委員長からお話がありました。その時行われた情報交換の場に、もしも小平市が参加していた場合、他市に向けて発信できる本市としての取り組みや課題について教えていただきたいと思っております。

## ○阪本教育長

他市に対しての取り組み状況といたしますか、発信といたしますと、一つは特別支援教育の総合推進計画を今策定しているということ。また特別支援学級も新たに小学校1校、中学校1校設置されること。また、そのような特別支援教育の趣旨を生かした、どの子どもでもわかりやすい授業づくりであるとか、それからお互いを高めあう集団づくりというようなことを進めてまいりたいということです。

また、小学校の給食のあり方検討委員会も立ち上げまして、今まで以上に安全でおいしい給食を提供したいということで、市民参加でこれも今検討を進めているところでございます。

また、分館ではありますが、図書館、公民館の建て替えについても、これから設計にかかるというようなことがございます。

学校施設も耐震補強工事が今年度終了いたしまして、そのほかにも中学校の増築、それから小平は太陽光発電日本一を目指しておりますので、学校施設にも太陽光発電を少しずつ、3校ずつつけていくというような工事も今行っているところでございます。

また、学校教育の中身につきましてはスクールアクションプログラムの中に、小学校、中学校全校、学力向上、健全育成を位置づけて取り組んでおります。

また、その地域に根差した特色ある教育活動の基盤の上に幼稚園、保育園、それから小学校、中学校、高校というような接続、連携をこれから重要視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

よろしいでしょうか。ほかにもございますでしょうか。

#### ○荒畑委員

教育長報告事項（3）小平市教育委員会教育長が実施する市民意見公募手続要綱の制定について、というところで御質問させていただきたいと思っております。皆さんも御存じのように小平市の自治基本条例の制定ということで、昨年の12月に市議会定例会で可決され、22日から施行されているということです。質問するのは失礼かと思っておりますが、一応私の素朴なわからない点をお聞きしたいということでよろしくお願ひいたしたいと思っております。

この件につきましては非常に市民の身近に感じる条例ということでいいとは思っておりますけれども、私自身考えまして、地方自治法に基づいて、今まで地方自治体の活動が行われてきておりまして、それに基づいていろいろな行政運営をやられていたと思っております。それが地方分権が進展していく中で、地方自治体が国の設計したスタンダードから自立して住民の自治に基づいて地域の運営を行っていくということで、こういう形になったと思っております。地方自治体の地方自治法と自治基本条例の位置とか権限の関係がどうなっているかというのが、私としてはちょっとわかりにくいので、おわかりになりましたらご説明をお願いしたいと思っております。

それから、小平市の自治基本条例の制定に当たりまして、市議会の提言とか機能を損なうようなことはないのかということと、またそれに当たりまして市民全体の賛成か反対かを問わなくてよかったのかなと思いました。ただ、市民意見交換会を何回も開いて検討をされたということですので、趣旨としては非常によろしいと思っておりますけれども、何か市の運営といたしますか、二重構造みたいになるような感じが自分としてはしておりますので、その辺をわかりやすく御説明願えればというふうに思います。

以上です。

#### ○伊藤委員長

自治基本条例についての御質問ですが。

#### ○関口教育部長

今、荒畑委員から何点か御質問がございましたけれども、地方自治法と今回の自治基本条例との位置づけというお尋ねでございますけれども、その件に関しましては今回、市民が素案を策定しました。確か平成18年8月から19年度の3月まで、160回に及ぶ協議を行ったと報告を受けております。その中で、その素案に対して行政と議会が関与して制定されたものでございます。市の条例を制定する場合には、法に抵触することはできませんので、39条の条文のほとんどが地方自治法で規定されている内容を確認するための条文というふうな解釈ができるかと思えます。したがって、市議会の権限につきまして、これまでよりも市議会の権限を弱くするか、小さくするという性格のものではございません。

それから、市民の賛成反対ということでございますけれども、これについては直接の主管部ではございませんので詳細な経緯は承知しておりませんが、結果的には行われなかったと、そういう状況でございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

では、私の方からもその自治基本条例に関して一つ御質問ですけれども、第7章の21条のところについてです。昨今教育委員会の制度、あり方について議論がある中で、しかし我々としては現行制度の中で肅々と当たっているわけですので、その現行の中で重要視されている市長部局からの独立性ないし中立性ということについての一応の確認です。

この条文は先ほど来、地方自治法というお話が出ていますが、138条3-2に非常に似た文章でそれなりに理解できますけれども、これをただ読んだときに、執行機関である教育委員会の独立性という点ではどうなのかなという疑問を抱く方もおられるのではないかと思います。ただ、しかしこれはその独立性、中立性ということは国の法律で担保されているということなので、ここではあくまでそれを前提とした上で市政のために一体として行政機能を発揮するよという意味で理解をすればよろしいのですね。確認でございますが。

#### ○阿部教育庶務課長

基本的には今委員長がおっしゃられたとおりであると認識しております。御案内のとおり教育委員会のような執行機関は法律によって明確な範囲の所掌事務と権限を有しております。

委員長が申し上げられましたように、一体として行政機能を発揮しているのだということで理解しております。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

わかりました。

それから、この市民意見公募手続要綱そのものに関連してお尋ねします。このように教育委員会として要綱を設けたわけですが、インターネット上で意見手続をする場合についてお聞きします。WEB上では実際の手続として今、市のホームページを見ますと市民意見公募手続という枠がありますよね。今回教育委員会のホームページに独自に項目を設けるのではなく、今までどおり市のホームページのその囲いの中の項目での扱いとなるのでしょうか。

#### ○阿部教育庶務課長

おっしゃるとおりでございます。

#### ○伊藤委員長

そうしますと、まず募集のお知らせを教育委員会の方のホームページに載せますよね。同時に市のホームページにもそのお知らせが載ると。そこから、あるいは教育委員会のホームページのお知らせから、「小平市ホームページからの市民意見提出手続からごらんになれます」などの表現でリンクを貼るということになるのでしょうか。

それから、基になる要綱の読みかえ前の、第7条の公表に関することなのですが、(1)の提出された意見の概要と、(2)は読み替えでは教育委員会となるのでしょうか。提出された意見に対する教育委員会の考え方の公表ですけれども、それも教育委員会のホームページと市のホームページと両方載せることになるのでしょうか。

#### ○阿部教育庶務課長

前段の方のお話ですが、現在市民意見の提出手続につきましては、市の公式ホームページで実施しております。募集のお知らせに関しましては、市の公式ホームページ、教育委員会のホームページに掲載しまして、教育委員会のホームページからはリンクを張るような形になります。

後段のお話ですけれども、提出された意見に対する考え方は教育委員会の考え方ということになります。

そして、その公表につきましては双方のホームページから閲覧ができるように、リンクを張り情報が共有できるように事務局内で統一を図ってまいりたいと思っております。

#### ○伊藤委員長

実は、このようにお聞きしますのも、この施行が1月1日でしたから、その前に始まったことですが、今回の子ども読書活動推進計画の素案についてのパブリックコメントの募集がありましたが、率直に申し上げて非常にアクセスがしにくい状況が見られた、関心を持つ方々にちょっと不便をおかけしたのではないかなという印象も持っております。

まず、図書館のホームページにお知らせがあり、そこからリンクを張ってあったのですけれど

も、それにたどり着くのがなかなか、慣れない人には大変だったこともあるようです。それから、教育委員会のホームページにはお知らせがなかったのです。

それと、関連で、現在、市のホームページの「暮らしのガイド」のところに、いろいろ枠がありますね。環境とかごみとか。その「出産子育て教育」の枠からその教育をクリックすると、教育委員会のホームページにはたどり着かないのです。学校の手続と相談の二項目だけなのです。教育について知りたい情報はもっと皆さんあるはずですし、これから転入者も多くなる中で、やはりその辺のところは考えないといけないのではないかなと思うのです。

それで、今回パブリックコメントに関しまして、市民参加の促進という目的からしましても、意見提出に際しての不便を生じさせてしまうのは、やはりよろしくないかと存じます。このたびの要綱の施行を機会に教育委員会としてその辺のところを、インターネット上の募集、意見提出手続のありかたの整理も、もうちょっと検討されてもよろしいのではないかということが一つと、また、その一つ関連しまして、そのためにも教育委員会のホームページ、これは「こげらネット」と通称呼んでいますけれども、「こげらネット」というのは学校とかすべてを含めたネットワークの総称ですよね、ですから、それとちょっと区別するために教育委員会のホームページと今は申しますけれども、そのホームページの、今申し上げたような市のホームページとの関連、いわゆるアクセシビリティに関する事とか、それからレイアウト、内容、そういったものを閲覧者の立場に立って見直すことも必要ではないかと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

#### ○阿部教育庶務課長

非常に概括的な言い方になりますけれども、委員長のおっしゃいましたアクセシビリティは非常に重要だと思います。私どもも閲覧者の立場に立ったホームページを作成していきたいと思っております。今日お話いただきまして、また今後ホームページにおけるレイアウトや情報発信の内容、そして図書館の例が出ましたけれども、市のホームページとのリンクなどの方法も、どなたが行ってもやりやすいようなホームページになりますよう、今後改善をしていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

期待いたしております。よろしくお願いいたします。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

#### ○吉田委員

本日の議案にはございませんが、よろしいでしょうか。

新聞の報道によりますと、今回江戸川区の児童虐待のことが出ておりました。それは児童の虐待については事前に児童相談所の方も把握していたにもかかわらず、残念ながらお子様が亡くなっ

てしまったということでした。小平市におきましては学校と児童相談所と、そこら辺の連携はどのようになっているかということをお伺いしたいと思います。

#### ○谷口指導主事

学校とそれから教育委員会、そして児童相談所との連携につきましては、年に1回夏に地区連絡協議会（三者協）を開いて民生・児童委員も含めて、打ち合わせをする会、あるいは情報交換をする会を設けております。

それから、例えば虐待のようなケースがあった場合には、児童相談所の方から学校を通じて教育委員会の方にも情報提供をいただくような形をとっており、日ごろから児童相談所と教育委員会との連携もとれるようなシステムはつくられております。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

よろしくお願ひいたします。

ほかにもございますでしょうか。

ーなしの声ありー

#### ○伊藤委員長

それでは以上で、教育長報告（7）を除く教育長報告事項を終了いたします。

（議案）

#### ○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第41号、特別支援学級教科書の追加採択について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

議案第41号、特別支援学級教科書の追加採択について、を説明いたします。

平成22年度に中学校特別支援学級で使用する一般図書につきましては、平成21年7月24日の教育委員会定例会において採択が行われましたが、平成22年1月15日付通知にて東京都教育庁を通して文部科学省より、本市で採択した一般図書の一部について旧版が絶版になり、同図書の新版が発行される旨通知がありました。

本議案は、既に採択済みの旧版にかえて新版を供給できるよう、別紙のとおり追加採択するものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第41号、特別支援学級教科書の追加採択について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。15時00分まで休憩します。

午後2時41分 休憩